

第 7 期兵庫県障害福祉実施計画（案）の概要

障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として策定する。

1 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

障害者総合支援法第89条第1項に規定する「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項に規定する「都道府県障害児福祉計画」として、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」）に即して策定

(2) 計画期間

令和6年度～令和8年度（3カ年）

(3) 区域の設定

8の障害保健福祉圏域を設定

(4) 目標と基本理念（第2期ひょうご障害者福祉計画と同様）

ア 目標

一人ひとりが尊重され、互いへの思いやりとつながりがある中で、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていける社会

イ 基本理念

- ・ 共生社会の実現
- ・ 自己決定の尊重
- ・ その人が望む生活（社会参加の機会）の尊重

(5) 計画の数値目標の設定

ア 成果目標

地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するために必要となる障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び各個別事業の効果として実現する障害福祉施策の到達状況として設定

イ 活動指標

成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の給付量や各個別事業の実施見込み等として設定

ウ 県地域生活支援事業

成果目標の達成に資するよう、県の実情に応じて、実施見込み等を設定

エ 本県独自の率先取組指標

上記に加えて、成果目標の達成に資するよう、本県で独自に指標を設定

2 成果目標・活動指標

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者総合支援法の基本理念に基づき、障害者の入所施設等から地域生活への移行を進めるため、グループホームなどにおける障害者の重度化・高齢化への対応や、地域生活支援拠点等の整備の推進等の取組を推進するとともに、施設入所者の地域生活への移行に関して、以下の目標を設定する。

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
福祉施設から地域生活への移行者数	202人 (R2からの累計)	318人 (R5からの累計)	・R4年度末入所者の6.0%が地域生活へ移行 ・施設入所者数をR4年度末入所者数から5.0%削減 (国基本指針どおり)
施設入所者数	5,288人	5,023人	

〈主な活動指標〉

○訪問系・日中活動系・地域生活支援系・施設系サービスや相談支援の利用者数等の見込 等

〈主な取組〉

○緊急時の体制や日中活動の場の整備、ピアサポートの活用、日中サービス支援型グループホーム等も含む多様な住まいの選択肢の整備促進 等

成果目標2 精神障害者を地域全体で支える体制の構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制を推進し、精神障害者の地域移行を一層推進するため、以下の目標をする。

項目	現状 (令和2年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
精神病床における 早期退院率	入院後3ヶ月時点 63.1% 入院後6ヶ月時点 80.9% 入院後1年時点 88.6%	入院後3ヶ月時点 68.9% 入院後6ヶ月時点 84.5% 入院後1年時点 91.0%	上位10%の都道府 県の実績(H30) (国基本指針ど おり)
長期在院者数(1年 以上)の減少	65歳以上 3,550人 65歳未満 2,122人 (令和4年度)	65歳以上 3,099人 65歳未満 2,003人	入院患者の年齢 構成の変化等の 政策効果以外の 要因と、政策効果 の要因を勘案し て推計した値(国 基本指針どおり)
精神病床から退院 後1年以内の地域 における平均生活 日数	325.7日	325.3日	上位10%の都道府 県の実績(H30) (国基本指針ど おり)

〈主な活動指標〉

○地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練の精神障害者の利用者数、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数、ピアサポーターの活動者数 等

〈主な取組〉

○保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた個別支援、精神障害者継続支援チームによる支援、ピアサポーター養成研修 等

成果目標3 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、引き続き、各地域で地域生活支援拠点等の整備を進め、その機能の強化を図るとともに、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であることから、以下の目標を設定する。

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
地域生活支援拠点等の整備	27 市町	41 市町	全市町で整備 (共同設置可) (国基本指針どおり)
地域生活支援拠点等の機能の充実			
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新規】	(14 市町)	41 市町	全市町で構築・実施(国基本指針どおり)
支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	19 市町	41 市町	
強度行動障害を有する者の支援【新規】			
支援ニーズの把握【新規】	(4 市町)	41 市町	全市町で実施(国基本指針どおり)
支援体制の整備【新規】	(2 市町)	41 市町	
地域で核となる指導施設の養成【新規】		8 箇所	各圏域に1箇所養成

〈主な活動指標〉

○地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数、グループホームやうち日中サービス支援型の定員数の見込 等

〈主な取組〉

○地域生活支援拠点等にかかる好事例の紹介や現状・課題の共有、公営住宅等を活用したグループホームの新規整備支援 等

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行を推進するため、引き続き移行者数の目標を設定するとともに、就労移行支援事業所ごとの実績確保・向上、一般就労への安定した定着、地域の就労支援に関する関係機関の連携強化等を推進するため、以下の目標を設定する。

項目	現状 (令和3年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
福祉施設からの一般就労への移行者数	748人	1,094人	市町目標を踏まえた値(国基本指針の目標以上(R3実績の1.28倍以上))
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新規】		50%	事業所ごとの実績確保・向上の観点で国が定義する一定水準に準じる(国基本指針どおり)
就労定着支援事業の利用者数【変更】	472人	761人	市町目標を踏まえた値(国基本指針の目標以上(R3実績の1.41倍以上))
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合【変更】		25%	就労定着実績体制加算の取得状況を考慮(国基本指針どおり)
地域での就労支援ネットワーク強化等のための会議の開催回数【新規】		2回/年	既存会議の開催状況を踏まえた県での開催目標

〈主な活動指標〉

○日中活動(就労系)サービスの利用者数、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導した福祉施設利用者数 等

〈主な取組〉

○職場体験実習等を通じた事前のマッチング、ジョブコーチ制度による職場定着伴走型支援、企業に対する障害者雇用拡大に向けた支援 等

成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築、重症心身障害児・医療的ケア児への支援の充実、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築、障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための調整を図るため、以下の目標を設定する。

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
児童発達支援センターの設置	27 市町	41 市町	全市町で整備 (共同設置可) (国基本指針どおり)
障害児の地域社会への参加・包摂(インクルージョン)推進体制の構築【新規】		41 市町	全市町で構築 (国基本指針どおり)
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	17 市町 (6 圏域/8 圏域)	8 圏域	各圏域に1カ所以上整備(共同設置可)。ただし、整備済の圏域もより身近で安定した支援を行えるよう必要な整備を推進。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	20 市町 (7 圏域/8 圏域)	8 圏域	
重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	8 市町 (4 圏域/8 圏域)	8 圏域	
医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保	23 市町	41 市町	全市町で確保 (共同確保可)
医療的ケア児支援センターの設置【新規】	(県)	県	既に設置済(国基本指針どおり)
医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置【新規】	(県)	県	
医療的ケア児等支援の協議の場の設置	県、30 市町	県、41 市町	県及び全市町で設置(国基本指針どおり)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	県、15 市町	県、41 市町	

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置【新規】		県	県において設置 (国基本指針どおり)
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組【変更】		県	県において実施 (国基本指針どおり)

〈主な活動指標〉

○障害児通所支援や障害児相談支援の利用者数、医療的ケア児コーディネーターの配置人数、障害児に係る保育需要（人数） 等

〈主な取組〉

○児童発達支援センターで保育所等訪問支援を利用できる体制整備を図り保育所・認定こども園・幼稚園との並行通園の推進、医療的ケア児コーディネーター等による多様なニーズの把握、専門人材の養成や好事例の紹介 等

成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の整備や整備後の地域の相談支援体制の強化、個別事例等を通じて明らかになった課題等を地域の支援体制の整備に繋げていくための協議会の取り組みを推進していくため、以下の目標を設定する。

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
基幹相談支援センターの設置【変更】	34 市町	41 市町	全市町で設置・確保(共同設置可) (国基本指針どおり)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保【変更】	27 市町	41 市町	
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	(20 市町)	41 市町	全市町で実施(国基本指針どおり)

〈主な活動指標〉

○基幹相談支援センターによる専門的な指導・助言件数、各市町の協議会における事例検討の実施回数 等

〈主な取組〉

○基幹相談支援センターに係る好事例の紹介や意見交換の場の設置、各市町の協議会における課題の吸い上げや県協議会との連携 等

成果目標7 障害福祉サービス等の質の向上

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、以下の目標を設定する。

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	県、26市町	県、41市町	県及び全市町で構築（国基本指針どおり）

〈主な活動指標〉

○サービス管理責任者等研修による人材養成数、意思決定ガイドライン等を活用した研修の実施回数、指導監査結果の関係市町との共有体制の確保 等

〈主な取組〉

○利用者ニーズに応じた計画的な人材養成・確保、市町との合同指導監査の実施、虐待防止に向けた研修の実施や普及啓発 等

3 その他の数値目標

成果目標の達成に資するよう、以下の指標を設定する。

- ・ 県地域生活支援事業（実情に応じた実施見込等）
- ・ 本県独自の率先取組指標

4 各障害保健福祉圏域計画

圏域ごとの見込量や目標設定、課題や実情を踏まえた取組方針等を設定する。